

市報第14号

横浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置
の基準に関する条例の一部改正についての専決処分報告
市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、令
和7年5月30日横浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の
設置の基準に関する条例の一部を次のとおり改正したので、地方自
治法第180条第2項の規定により報告する。

令和7年9月9日

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に
関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年5月30日

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例第32号

横浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置
の基準に関する条例の一部を改正する条例
横浜市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に
関する条例（平成24年12月横浜市条例第83号）の一部を次のように
改正する。

第4条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号
」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

参 考

市長専決処分事項指定の件（抜粋）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第 1 号から第 6 号まで省略）

- (7) 法令の制定、改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項号、用語等を引用する規定の整理その他の当然必要となる条例等の改正に関すること。

地方自治法（抜粋）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。